



熊本県公報

第 1 2 2 5 2 号
平成 25 年 9 月 27 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則		
○熊本県港湾管理条例施行規則の一部改正	(港湾課)	1
告 示		
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	1
○指定居宅介護支援事業者の指定	(〃)	2
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	3
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	3
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	4
○産業廃棄物収集運搬業許可の取消	(廃棄物対策課)	4
○災害対策基本法第 2 条第 6 号の規定による指定地方公共機関の指定	(危機管理防災課)	4
○三次元測定機調達に係る一般競争入札の入札参加資格	(管理調達課)	5
○熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定	(くらしの安全推進課)	5
○指定居宅介護支援事業者の指定	(高齢者支援課)	6
○指定居宅介護支援事業者の指定	(〃)	6
○漁獲共済義務加入に係る契約締結申込の同意成立	(団体支援課)	6
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	6
○指定居宅介護支援事業者の指定	(〃)	6
○道路の供用開始	(道路保全課)	7
○道路の供用開始	(〃)	7
公 告		
○平成 2 5 年度砂利採取業務主任者試験の実施	(産業支援課)	7
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課)	8
○三次元測定機調達に係る一般競争入札の実施	(管理調達課)	8
○県営土地改良事業計画	(農村計画課)	11
○平成 2 5 年度職業訓練指導員試験合格者の掲載	(産業人材育成課)	11
登 載 依 頼		
○平成 2 5 年度第 2 回熊本県障害者施策推進審議会の開催	(熊本県障害者施策推進審議会)	12
○小型機船底びき網漁業(手繰第 1 種手繰網漁業)の適正操業に係る委員会指示	(天草不知火海区漁業調整委員会)	12
○平成 2 5 年度熊本県社会福祉審議会の開催	(熊本県社会福祉審議会)	12

規 則

熊本県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 5 年 9 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 4 9 号

熊本県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県港湾管理条例施行規則(昭和 4 1 年熊本県規則第 3 8 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「港湾は、」の次に「八代港及び」を加える。

附 則

この規則は、平成 2 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

告 示

熊本県告示第 8 6 1 号

介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 9 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

サービスの種類	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定更新年月日
訪問介護	社会福祉法人菊愛会	たまゆら	菊池市北宮字北田337番地6	平成25年11月30日
訪問介護	セントケア九州株式会社	セントケア合志	合志市幾久富1758-17	平成25年12月1日
訪問介護	有限会社泰斗	訪問介護のゆず	菊池郡大津町引水152番地4	平成25年10月26日
訪問介護	株式会社阿蘇さくら草	阿蘇さくら草	阿蘇市内牧329番地	平成26年1月1日
訪問介護	セントケア九州株式会社	セントケア御船	上益城郡御船町滝川1190-1 フラワーハイツC棟1F-A号室	平成25年12月1日
訪問介護	セントケア九州株式会社	セントケア八代	八代郡氷川町宮原字下宮後479番	平成25年12月1日
訪問介護	有限会社美里在宅支援事業所	美里ケアサービスセンター	葦北郡芦北町大字天月1337番地1	平成25年11月1日
訪問介護	セントケア九州株式会社	セントケア天草	天草市小松原町12-19 Mセレーノ 天草103号	平成25年12月1日
訪問入浴介護	セントケア九州株式会社	セントケア八代	八代郡氷川町宮原字下宮後479番	平成25年12月1日
訪問看護	株式会社住心	訪問看護ステーション椿	八代市西片町1735-1	平成26年1月1日
通所介護	有限会社スミタ	アップルハウス	玉名市中尾字城ノ下494番地1	平成25年11月20日
通所介護	セントケア九州株式会社	セントケア八代萩原	八代市萩原町一丁目9番50号	平成25年12月1日

熊本県告示第 8 6 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項本文の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 9 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

サービスの種類	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定更新年月日
居宅介護支援	セントケア九州株式会社	セントケア合志	合志市幾久富1758-17	平成25年12月1日
居宅介護支援	有限会社ライフサポート・レインボー	居宅介護支援センター虹の家	菊池郡大津町大林225-2	平成26年1月1日
居宅介護支援	有限会社八代河内石材	居宅介護支援事業所桃の花	八代市鏡町両出1327番地1	平成25年12月1日
居宅介護支援	セントケア九州株式会社	セントケア八代	八代郡氷川町宮原字下宮後479番	平成25年12月1日

居宅介護支援	医療法人寺崎会	ケアラウンジGALA	水俣市浜町一丁目2番30号	平成25年12月10日
居宅介護支援	セントケア九州株式会社	セントケア天草	天草市小松原町12-19 Mセレーノ天草103号	平成25年12月1日

熊本県告示第 8 6 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 5 年 9 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

サービスの種類	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定更新年月日
介護予防訪問介護	社会福祉法人菊愛会	たまゆら	菊池市北宮字北田337番地6	平成25年11月30日
介護予防訪問介護	セントケア九州株式会社	セントケア合志	合志市幾久富1758-17	平成25年12月1日
介護予防訪問介護	有限会社泰斗	訪問介護のゆず	菊池郡大津町引水152番地4	平成25年10月26日
介護予防訪問介護	株式会社阿蘇さくら草	阿蘇さくら草	阿蘇市内牧329番地	平成26年1月1日
介護予防訪問介護	セントケア九州株式会社	セントケア御船	上益城郡御船町滝川1190-1フラワーハイツC棟1F-A号室	平成25年12月1日
介護予防訪問介護	セントケア九州株式会社	セントケア八代	八代郡氷川町宮原字下宮後479番	平成25年12月1日
介護予防訪問介護	有限会社美里在宅支援事業所	美里ケアサービスセンター	葦北郡芦北町大字天月1337番地1	平成25年11月1日
介護予防訪問介護	セントケア九州株式会社	セントケア天草	天草市小松原町12-19 Mセレーノ天草103号	平成25年12月1日
介護予防通所介護	有限会社スマタ	アップルハウス	玉名市中尾字城ノ下494番地1	平成25年11月20日
介護予防通所介護	セントケア九州株式会社	セントケア八代萩原	八代市萩原町一丁目9番50号	平成25年12月1日
介護予防訪問入浴介護	セントケア九州株式会社	セントケア八代	八代郡氷川町宮原字下宮後479番	平成25年12月1日
介護予防訪問看護	株式会社住心	訪問看護ステーション椿	八代市西片町1735-1	平成26年1月1日
介護予防短期入所生活介護	社会福祉法人 清風会	あけぼの苑	葦北郡津奈木町岩城1520番地	平成25年12月27日

熊本県告示第 8 6 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 9 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター 愛愛やっ ちろ 八代市上野町3702番地1	有限会社トモロー企画	平成25年10月1日

熊本県告示第865号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成25年9月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター 愛愛やっ ちろ 八代市上野町3702番地1	有限会社トモロー企画	平成25年10月1日

熊本県告示第866号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定により次のとおり許可を取り消したので公示する。

平成25年9月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 取り消す産業廃棄物収集運搬業の許可

(1) 被処分者

住所 熊本県玉名郡玉東町上白木525番地1

名称 有限会社清田運送

(2) 取消処分を受けた許可の内容

産業廃棄物収集運搬業

許可番号 第04300105462号

許可の年月日 平成20年7月24日

許可の有効期限 平成25年7月23日

2 理由

被処分者の役員が法第16条違反により罰金刑を受け、平成23年7月22日にその刑が確定した。このことにより法第14条第5項第2号ニに規定する法人でその役員のうち法第7条第5項第4号ハに該当する者のあるものに該当することとなり、法第14条の3の2第1項第2号に該当するため。

熊本県告示第867号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第6号の規定により熊本県知事が指定する指定地方公共機関は、次のとおりとし、平成25年10月1日から施行する。

なお、平成25年3月29日熊本県告示第322号（災害対策基本法第2条第6号の規定に基づく指定地方公共機関の指定）は、廃止する。

平成25年9月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 公益社団法人熊本県トラック協会（昭和49年3月1日に社団法人熊本県トラック協会という名称で設立された法人をいう。）

2 一般社団法人熊本県バス協会（昭和51年7月21日に社団法人熊本県バス協会という名称で設立された法人をいう。）

3 社団法人熊本県タクシー協会（昭和36年10月5日に社団法人熊本県タクシー協会という名称で設立された法人をいう。）

4 熊本電気鉄道株式会社

5 くま川鉄道株式会社

6 南阿蘇鉄道株式会社

7 肥薩おれんじ鉄道株式会社

8 三和商船株式会社

9 熊本フェリー株式会社

10 熊本県海運組合

11 熊本県土地改良事業団体連合会

12 天草ガス株式会社

13 九州ガス株式会社

14 山鹿都市ガス株式会社

- 15 一般社団法人熊本県LPガス協会（昭和40年1月7日に社団法人熊本県エルピーガス協会という名称で設立された法人をいう。）
- 16 株式会社熊本放送
- 17 株式会社テレビ熊本
- 18 株式会社熊本県民テレビ
- 19 熊本朝日放送株式会社
- 20 株式会社熊本日日新聞社
- 21 公益社団法人熊本県医師会（昭和22年12月20日に社団法人熊本県医師会という名称で設立された法人をいう。）
- 22 公益社団法人熊本県看護協会（昭和59年3月1日に社団法人熊本県看護協会という名称で設立された法人をいう。）
- 23 社会福祉法人熊本県社会福祉協議会（昭和27年5月17日に社会福祉法人熊本県社会福祉協議会という名称で設立された法人をいう。）
- 24 一般社団法人熊本県歯科医師会（昭和23年1月23日に社団法人熊本県歯科医師会という名称で設立された法人をいう。）
- 25 公益社団法人熊本県薬剤師会（昭和24年2月14日に社団法人熊本県薬剤師会という名称で設立された法人をいう。）
- 26 一般社団法人熊本県建設業協会（昭和63年4月1日に社団法人熊本県建設業協会という名称で設立された法人をいう。）

熊本県告示第868号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成25年9月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
三次元測定機 1 式
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）第5条第2項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札に参加するための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の提出場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
なお、申請書の様式及び提出書類の詳細については、熊本県ホームページの「申請書ダウンロード」のページで確認することができる。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-383-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
告示の日から平成25年10月11日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査結果の通知
入札参加資格の審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録日から平成27年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者の入札参加資格審査申請の受付については、平成27年1月4日から平成27年1月31日（閉庁日を除く。）までに行う。

熊本県告示第869号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成25年9月18日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成25年9月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映	姫を犯す（新東宝）	著しく性的感

画	肉欲妻 ナマでちょうだい（新東宝） 悩殺セールス 癒しのエロ下着（オーピー） 兄嫁 禁断の誘い（新東宝） 奴隷人妻 恥辱のあえぎ（オーピー） 家庭教師 いんび誘惑レッスン（オーピー）	情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。
---	---	----------------------------

熊本県告示第 8 7 0 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 9 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
済生会みすみ病院 居宅介護支援センターみすみ 宇城市三角町波多 7 7 5 番地 1	社会福祉法人恩賜財団済生会支部熊本県済生会	平成 2 5 年 1 0 月 1 日

熊本県告示第 8 7 1 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 9 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
プラムロード益城ケアプランセンター 上益城郡益城町宮園 7 4 0 番 1 号	株式会社ハートマップ	平成 2 5 年 9 月 2 4 日

熊本県告示第 8 7 2 号

漁業災害補償法（昭和 3 9 年法律第 1 5 8 号）第 1 0 8 条第 5 項において準用する同法第 1 0 5 条の 2 第 3 項の規定による届出があり、同法第 1 0 8 条第 2 項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第 5 項において準用する同法第 1 0 5 条の 2 第 4 項の規定により、次のとおり公示する。

平成 2 5 年 9 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

義務加入が成立した加入区の区域	漁業の区分
天草漁業協同組合の地区のうち天草市天草町下田の地区	1 0 トン未満の漁船により主として刺網漁業を営む漁業

熊本県告示第 8 7 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 9 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
プラムロード益城ヘルパーステーション 上益城郡益城町宮園 7 4 0 番 1 号	株式会社ハートマップ	平成 2 5 年 9 月 2 4 日

熊本県告示第 8 7 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 5 年 9 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日

プラムロード益城ヘルパーステーション 上益城郡益城町宮園 7 4 0 番 1 号	株式会社ハートマップ	平成 2 5 年 9 月 2 4 日
---	------------	--------------------

熊本県告示第 8 7 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 5 年 9 月 2 7 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 9 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	大津植木線	合志市福原 7 6 1 番 1 地先から 同所 1 0 0 0 番 1 地先まで	220.5	一括道路

2 供用を開始する期日 平成 2 5 年 9 月 3 0 日

熊本県告示第 8 7 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 5 年 9 月 2 7 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 9 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	4 4 5 号	八代市泉町葉木 4 7 番 1 地先から 同所 4 7 番 1 地先まで	220.0	一括道路

2 供用を開始する期日 平成 2 5 年 9 月 2 7 日

公 告

熊本県公告第 5 3 0 号

砂利採取法（昭和 4 3 年法律第 7 4 号）第 1 5 条の規定により平成 2 5 年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり行うので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和 4 3 年通商産業省令第 8 0 号）第 8 条の規定により公告する。

平成 2 5 年 9 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 試験を実施する日時
平成 2 5 年 1 1 月 8 日（金）
午前 1 0 時から正午まで
- 試験を実施する場所
熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県庁行政棟新館 3 階 聴聞室
- 試験の方法及び科目
試験は筆記試験とし、科目は次のとおりとする。
(1) 砂利の採取に関する関係法令
(2) 砂利の採取に関する技術的事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 受験願書の受付期間等
受付期間は、平成 2 5 年 9 月 2 7 日（金）から平成 2 5 年 1 0 月 3 0 日（水）まで（閉庁日を除く。）とし、受付時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。なお、郵送による申込みの場合は、1 0 月 3 0 日までの消

印があるもの限り受け付ける。

- 5 提出書類
 - (1) 受験願書
 - (2) 履歴書
 - (3) 受験票（裏面に郵便番号、住所及び氏名を記載し、50円分の郵便切手を貼ること。）
 - (4) 写真（手札形とし、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）
 - (5) 受験手数料
 - 6 受験願書の提出の際に、熊本県収入証紙により8,000円を納付すること。
- 受験願書の請求先及び提出先
熊本県中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県商工観光労働部新産業振興局産業支援課資源班
電話 096-333-2322

熊本県公告第531号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成25年9月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字平川字大谷1736番2及び同1736番5
7,907.30平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
大阪府大阪市北区鶴野町1番9号
ヤンマー農機販売株式会社

熊本県公告第532号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
平成25年9月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達物品及び数量
三次元測定機 1式
 - (2) 調達物品の仕様等
発注仕様書による
 - (3) 納入期限
平成26年3月28日
 - (4) 納入場所
熊本県産業技術センター
熊本市東区東町三丁目11番38号
 - (5) 入札金額
入札金額は、本調達物品の購入に係る費用の総額とする（搬入費、据付調整費、動作確認費等納入に要する一切の費用を含む。）。落札者の決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。
 - (6) 最低制限価格の設定
本競争入札には、最低制限価格を設けない。
 - (7) 入札方式
本競争入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行った者で、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けたもの限り、紙入札により入札することができる。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなりICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
 - (8) その他
本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に3に記載する競争入札参加資格確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。

- 2 入札参加者に必要なら、資格に關する事項を全て満たす者であることを。入札参加者の資格等に関する要綱（平
 (1) 次の物品購入契約等及び業務委託契約に「要綱」という。）第 5 条第 2 項の規定により
 成 1 8 年熊本県告示第 8 1 1 号（平成 25 年 10 月 1 日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前 8 時
 入札参加資格を有する者として、次のアからエまでのとおり受け付ける。
 なお、入札参加資格審査申請書の受付期間
 ア 競争入札参加資格審査申請書の提出先
 3 0 分から午後 5 時まで。申請書の提出先
 イ 競争入札参加資格審査課管理班（県庁行政棟本館 2 階）
 郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
 ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
 熊本県ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。
 エ 提出の方法
 競争入札参加資格審査申請書に必要書類及び本公告の写しを添付のうえイの提出
 先に持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する期限までに
 先必着とし、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する期限までに
 (2) 審査を受けようとする物品の仕様を、本公告の仕様を以てし、本公告の仕様を以てし、
 審査を受けること。本公告の仕様を以てし、本公告の仕様を以てし、本公告の仕様を以てし、
 成 2 5 年 1 0 月 2 3 日（水）までの（閉庁日を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時
 までとする。ただし、審査申請書の受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合に
 は、証明が 3 (3) の申請書の提出期間の末日に間に合わないことがある。
 (3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条の規定による更生手続開始の申
 立てを認可した者が又申立てしている者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生
 計画認可の決定を受けていること。
 (4) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条の規定による再生手続開始の申
 立てを認可した者が又申立てしている者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生
 計画認可の決定を受けていること。
 (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 1 4 年熊
 本県告示第 8 1 1 号）第 2 条第 1 項の規定による指名停止の期間中でないこと。
 3 競争入札参加資格の確認申請
 (1) 提出書類
 本競争入札参加資格を確認する者は、2 (2) から (5) までに掲げる条件の全てを満たして
 いる競争入札参加資格確認申請書
 ア 競争入札参加資格確認申請書
 イ 2 (2) の仕様適合証明願（書）
 (2) 申請書等の提出方法
 ア 電子入札システムによる入札参加の場合
 (1) ア及びイに掲げる書類を電子入札システムにより提出すること。ただし、(1) イに掲げる書
 類を電子データ化できない場合は、(1) アに掲げる書類に(1) イに掲げる書類の提出方
 法を記入のうえ電子入札システムにより提出し、(1) イに掲げる書類を提出期間内
 （必着）に 4 (1) の場所に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
 イ 紙入札方式による入札参加の場合
 (1) ア及びイに掲げる書類を提出期間内（必着）に 4 (1) の場所に持参又は郵送（書留
 郵便に限る。）により提出すること。
 (3) 提出期間
 公告の日から平成 2 5 年 1 0 月 3 0 日（水）午後 5 時まで（閉庁日を除く。）
 (4) 競争入札参加資格の確認結果の通知
 電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面での提出
 があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
 (5) 競争入札参加資格の確認に当たっての留意点
 (3) の提出期間内に申請書等を提出しない者及び競争入札参加資格の確認の結果 2 (2)
 から (5) までに掲げる条件のいずれかを満たしていないと認められた者は、本競争入札
 に参加することができない。
 4 入札執行の日時、場所等
 (1) 契約条項を示す場所
 熊本県出納局管理調達課調達班（県庁行政棟本館 2 階）
 郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
 (2) 仕様書及び入札説明書の閲覧（交付）方法
 ア 閲覧（交付）の場所
 電子入札システムホームページ（入札情報公開サービスシステムの入札公告情報
 ）にて閲覧に供し、又は(1)の場所で交付する。
 イ 閲覧（交付）の期間
 公告の日から平成 2 5 年 1 1 月 7 日（木）まで閲覧に供する。交付については、

- 当該期間（閉庁日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
- (3) 入札の日時及び場所
 - ア 電子入札システムによる入札の場合
競争入札参加資格確認結果通知書を受けた日時から平成 25 年 11 月 6 日（水）午後 5 時までに入札すること。
 - イ 紙入札方式による入札の場合
 - (ア) 日時 平成 25 年 11 月 7 日（木）午前 10 時
 - (イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県出納局管理調達課（県庁行政棟本館 2 階）
 - (4) 開札の日時及び場所
4(3)イに同じ。
- 5 入札方法等
- (1) 入札方法
 - ア 電子入札システムによる入札の場合
4(3)アに規定する期間に電子入札システムにより入札を行うこと。
 - イ 紙入札方式による入札の場合
入札関係様式に定める入札書（代理人が入札するときは、入札関係様式に定める入札書及び委任状）にくじ番号を記載し、4(3)イ（ア）の日時に 4(3)イ（イ）の場所以持参すること。ただし、郵送により提出するときは、平成 25 年 11 月 6 日（水）までに 4(1)の場所に必着するよう書留郵便で送付すること。当該送付においては、封筒は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「調達物品名」及び「開札日時」を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合は、別の中封筒の表に「再入札書」、「調達物品名」及び「開札日時」を朱書きし、再入札書を同封すること。
 - (2) 開札の方法
開札は、電子入札システムにおいて行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人（入札に参加した者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員）の立会のもとに行うものとする。
 - (3) 入札の回数
入札回数は、2 回までとする。1 回目の開札後、落札者が決定しない場合は、再入札を行う。
 - (4) 再入札の時刻
再入札の時刻は、原則として 1 回目の開札の時刻の 1 時間後とするので、電子入札システムにより入札に参加する者は、県から電子入札システムで送信される再入札通知書を確認し、再入札の受付締切日時までには再入札を行うこと。この場合において、再入札の受付締切日時までには再入札を行わなかった者又は書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
 - (5) 落札者の決定方法
有効な入札を行った者で予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。この場合において、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
 - (6) 入札の無効
次のアからシまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引き換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
 - ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - イ 紙入札方式による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札
 - ウ 紙入札方式による入札において、記名押印を欠く入札
 - エ 紙入札方式による入札において、金額を訂正した入札
 - オ 紙入札方式による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - カ 紙入札方式による入札において、同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
 - キ 紙入札方式による入札において、二以上の意思表示をした入札
 - ク 紙入札方式による入札において、くじ番号の記入がない入札
 - ケ 電子入札システムによる入札において、入札、見積及び契約の権限のない者の IC カードを使用して提出された入札
 - コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
 - サ 明らかに連合によると認められる入札
 - シ その他入札に関する条件に違反した入札
 - (7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。
 - (8) その他
調達に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約

- 等) 運用基準の規定を準用する。
- (9) 入札保証金
免除する。
- 6 契約の締結
- (1) 契約書作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して 14 日を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して 7 日を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）第 77 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第 2 項に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第 78 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 8 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased
Ultraprecise Profilometer, Complete set. Coordinate Measuring Machine
- (2) Delivery period
March 28th, 2014.
- (3) Delivery place
Kumamoto Industrial Research Institute
3-11-38 Higashi-ku Higahi-machi Kumamoto-City, Kumamoto Pref.
862-0901, Japan.
- (4) Date and Place for tender
Date: November 7th, 2013, 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Receipts and expenditure Bureau,
Management and Procurement Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (5) Time-limit for tender by mail (Registered only)
Tender should not be arrived later than November 6th, 2013
- (6) Contact point for the notice
Management and Procurement Division Receipts and expenditure Bureau,
Kumamoto Pref. Gov.
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto-City, Kumamoto Pref. 862-8570, Japan.
Phone: 096-333-2580
- (7) Others:
Language: Japanese
Current money: Japanese yen

熊本県公告第 533 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営第二糸田地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 25 年 9 月 27 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営第二糸田地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 25 年 9 月 30 日から平成 25 年 10 月 28 日まで
- 3 縦覧場所
御船町役場、嘉島町役場、甲佐町役場

熊本県公告第 534 号

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 30 条第 1 項の規定により実施した平成 25 年度職業訓練指導員試験の合格者は、次のとおりである。

平成 25 年 9 月 27 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成25年度職業訓練指導員試験合格者

受験番号 3、4、5、7、8、9、10、11、12、14、16

登載依頼

熊本県障害者施策推進審議会公告第2号

平成25年度第2回熊本県障害者施策推進審議会を次のとおり開催する。

平成25年9月27日

熊本県障害者施策推進審議会

- 開催日時
平成25年10月21日（月）
午後2時から
- 開催場所
熊本市中央区水前寺公園28番51号
熊本テルサ 3階 たい樹
- 議題（予定）
（1）第4期熊本県障がい者計画に関する施策の実施状況について
（2）第5期熊本県障がい者計画の策定について
（3）その他
- 傍聴者の定員について
10人
- 傍聴手続について
（1）傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、係員の指示に従って入室することができる。
（2）傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
（3）傍聴を希望される方で、傍聴に際して手話通訳、要約筆記等が必要な場合は、10月10日（木）までに下記問合せ先へ申し込むこと。
- 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県障害者施策推進審議会事務局（熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課企画調整班）（電話 096-333-2236）

天草不知火海区漁業調整委員会指示第154号

天草海における手繰第1種手繰網漁業の操業に係る制限について、適正操業の確保及び漁場利用の適正化を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成25年9月27日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 浜 悦男

- 指示の内容
（1）制限の対象となる漁業種類
天草海を操業区域とする手繰第1種手繰網漁業
（2）制限する内容
ア 一本釣り漁業及びはえなわ漁業（浮きはえなわ漁業を除く）の操業を妨げてはならない。
イ 網口（荒手網前端）から5メートル以内に、高さ1メートル以内の手木を付けなければならない。
ウ 手木（手木に付ける股網の長さは、片側1.5メートル以内）からの曳網は片袖1本でなければならない。
エ 網丈の最大の高さ（袖網と袋網との接合部における網丈）は、15メートル以内でなければならない。
オ 沈子網は、グランドロープ（チェーン又はワイヤーロープにストランドロープ又は古綱を巻いたもの）でなければならない。
カ 曳網にオドシを付けてはならない。
キ 曳網（股網と曳網の接合部を除く）1本に付ける沈子（チェーン等）は、1ヶ所でなければならない。
- 指示の有効期間
平成25年10月1日から平成27年5月31日まで

熊本県社会福祉審議会公告第2号

熊本県社会福祉審議会の会議を次のとおり開催する。

平成25年9月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 日時
平成25年10月2日（水）午後3時から
- 2 場所
熊本県庁行政棟新館2階 201会議室（熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）
- 3 議題
（1）各専門分科会の開催状況等について
（2）幸せ実感くまもと4カ年戦略の取組状況（社会福祉分野）について
（3）その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
審議会の会議は、原則公開とし、傍聴手続きの概要は次のとおりとする。ただし、公開の会議中において、会議を非公開とすべきであると認められるに至ったときは、会議を非公開とすることもある。
（1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
（2）傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県社会福祉審議会事務局（熊本県健康福祉部健康福祉政策課内）
（電話096-333-2193）